

第5次山北町社会福祉協議会地域福祉活動計画

(2019年度～2023年度)

2019年(平成31年)3月
山北町社会福祉協議会

はじめに

地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢社会の急速な進展や地域社会の変化が重なり、支援が必要なひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者等の孤立化、貧困の拡大など福祉や生活に対する様々な課題が深刻化してきています。

このような中、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、ボランティアや福祉関係の団体など地域に関わる全ての人や団体が連携して、支援が必要な人を支える仕組みをつくる「地域福祉」の重要性が一層高まっています。

こうした背景のもと、平成26年3月に策定した「第4次地域福祉活動計画」の評価を行うとともに、十分な検討を行い、地域で暮らす人々が性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会づくりの取り組みをさらに推し進めるべく、今計画から町の「第3期地域福祉計画」と一体的に向こう5年間の「第5次地域福祉活動計画」を策定しました。

なお、本計画は、基本理念である「みんなの手で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を実現するために、多くの皆様のご協力を得ながら推進していく地域福祉活動推進プランです。ぜひ、この計画の趣旨、理念をご理解のうえ、計画の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました策定委員の皆さまをはじめ、関係機関の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

2019年（平成31年）3月

社会福祉法人
山北町社会福祉協議会
会長 岩田 芳明



目 次

地域福祉活動計画

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系

第2章 施策の展開

- 基本目標1 地域で自立生活できる支援づくり
- 基本目標2 共に支え合う社会づくり
- 基本目標3 組織・事務局体制の整備

計画の進行と進行管理

第1章 計画の推進

- 1 町民や関係機関等との協働
- 2 計画の公表と周知

第2章 計画の進行管理

- 1 計画の進捗管理
- 2 計画の進行管理

資料編

- 1 策定経過
- 2 山北町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 3 山北町地域福祉活動計画策定委員会

地域福祉活動計画

第3編 地域福祉活動計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなの手で 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

福祉分野は非常に幅が広く、妊娠中から高齢者までのすべてのライフステージにおける住民が関わる事柄に対応しています。そのため、支援を必要としている住民に支援がきちんと行き渡るよう、社会福祉協議会では行政や民間の事業所などと協力・連携しながら、日々地域福祉の推進に努めています。

しかし、高齢化の進行による介護や支援を必要とする方の増加、女性の社会進出による子育て支援のニーズの増加、いじめや虐待、暴力被害の増加など、支援を必要とする方は増加の一途を辿っています。また、潜在的なニーズも含めると、更に多くの方が支援を必要とする、もしくは将来的に必要とする状況にあると思われれます。そのため、今後もこれまでのように住み慣れた地域での生活を支援したり、一人ひとりが自分の意志で選択した人生を歩めるように支援したりするためには、今一度地域福祉の考え方を広め、住民等との協働を一層進めていく必要があります。

地域に支援を必要とする住民がいるように、その支援要請に応えられる住民も数多く存在します。要請される支援の中には、ゴミ出しや草取り、買い物や通院の付き添い、子どもや高齢者の見守りなど、少しの手助けや気配りで解決するものも多くあるからです。もし対応できない支援を求められた場合には、行政や社会福祉協議会につなげてもらうことで、適切な支援を提供することができます。一方で、核家族化の進行や近所付き合いの希薄化によって、地域の方とあまり交流をしていない住民が多く、地域の方に支援を要請することやその要請に応えることは一筋縄ではいかないのが現状です。

そのような状況にあるものの、今後、社会福祉協議会として目指す社会は、国が掲げた目標である“我が事・丸ごと”の地域共生社会です。近所付き合いの希薄化という課題はあるものの、根気よく地域福祉の推進の理解を求める啓発活動を継続したり、住民の交流の機会を設けたり、ボランティア活動の紹介などをしたりする等、民間の機関であることを十分に活かして柔軟に住民の理解を求めていくこととします。そして、将来的に地域において住民、行政、社会福祉協議会、民間の事業所等が互いに手をとって協力・連携することができれば、例え介護や支援を必要とする状態になっても、仕事と育児の両立を望んだとしても、緊急な保護が必要な状態になったとしても、必要な支援や保護が受けられることが保証された安心して暮らせる町、地域共生社会へと近づくことができます。

そのような社会の実現ができるよう、本計画の基本理念は、前計画の第4次地域福祉活動計画の基本理念を踏襲し、【 みんなの手で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり 】とします。

2 基本目標

(1) 地域で自立生活できる支援づくり

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、住み慣れた地域に可能な限り高齢者が住み続けられることを目指して策定されていますが、この考え方は高齢者に限らずすべての住民にも適応できるものです。特に家族や友人、知人の存在や地域への愛着を理由として、住み慣れた地域において生活をしたいと思う方は多いと思われることから、住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援を確立しておくことは、将来的な人口減少を食い止めることにも一役買うことと思われます。しかし、少子高齢化や核家族化などを理由として、介護や子育て、その他支援を必要とする状態になった際に、住み慣れた地域での生活を諦めなければならないケースもみられます。そのため、地域の福祉を担う社会福祉協議会として、住民が住み慣れた地域で可能な限り生活を継続することができるよう、地域として様々な立場にある住民の自立生活を支援するための体制を整え、安心して生活できる地域・環境をつくっていくことが必要です。

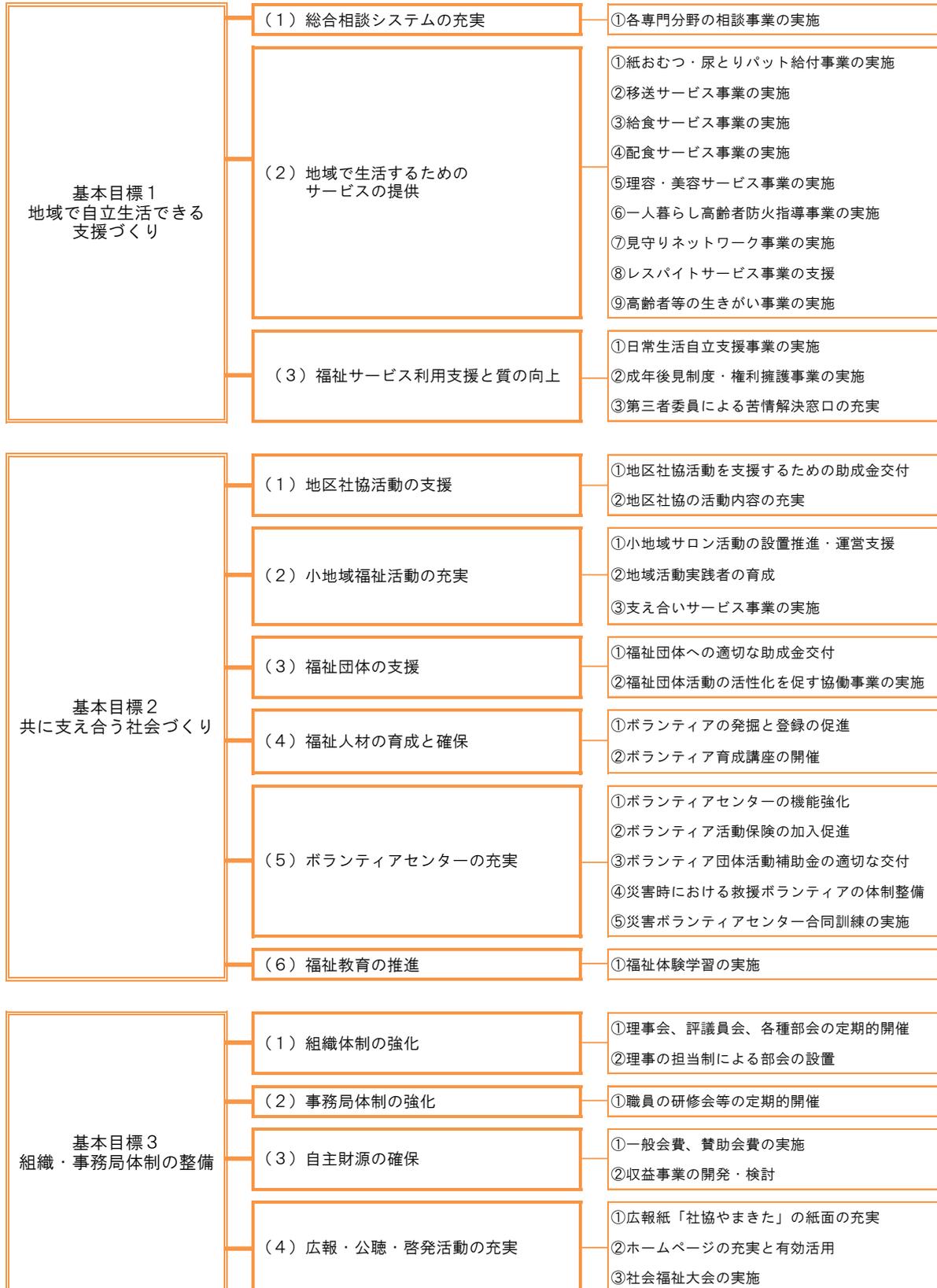
(2) 共に支え合う社会づくり

地域における支え合いは、住民一人ひとりの努力や住民同士の助け合いにはじまり、より専門的な知識をもつ団体やボランティアなどによる支援、行政による公的な支援など、とても広い範囲で行われるものです。したがって、地域における支え合いを継続していくためには、これら支え合いに関わる多くの人材が必要となります。また、支援のニーズが増加したり、支援の内容が多様化・複雑化したりすることにより、更に多くの人材が必要となることは明らかです。しかし、現実には慢性的な人材不足が問題視されており、少子高齢化の進行に伴い、今後更に人材が不足していくことが予想されます。そこで、地域において福祉への関心を高める活動やボランティアの育成、活動拠点の確保などを行うことで、将来的に福祉を担う人材を確保・育成していくことは非常に大きな意味をもちます。また、地域で活動する福祉団体へも支援を継続し、その存在を後世につなげていけるように取り組んでいきます。

(3) 組織・事務局体制の整備

地域における福祉を担う存在である社会福祉協議会は住民から信頼され、頼られる存在であり続けなければなりません。定期的な理事会および評議員会の開催や部会の設置をはじめとする組織・事務局の体制整備だけでなく、住民とふれあう機会として社会福祉大会を開催したり、広報紙「社協やまきた」を全戸配布したりするなど、住民に地域福祉や社会福祉協議会についての関心や認知を高める活動を行っていきます。今後は、住民がより地域福祉についての関心を高め、実際に支え合いに参加することができるよう、社会福祉大会や広報紙「社協やまきた」の内容を見直したり、ホームページなどでの情報提供に取り組んでいきます。

3 計画の体系



第2章 施策の展開

基本目標1 地域で自立生活できる支援づくり

高齢者の主な計画である高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、住み慣れた地域に可能な限り住み続けることができることを目指して策定されています。この考え方は、高齢者に限らず、すべての住民に適用できます。家族や友人、知人がいる地域で生活を続けたいと思うことも、長く住んでいて愛着がある今の地域での生活を続けたいと思うことも、十分有り得る想いだからです。しかし、少子高齢化や核家族化の進行などに伴い、高齢者のみの世帯や親等の支援を受けられない子育て世代などが増えるなど、日常生活に不便を感じる人が増加している一方で、その不便さを解消するための支援を提供する若い人材が不足しているという問題があります。そのため、不便さの解消や改善を求めて、住み慣れた地域を去るという選択をする方々もいます。

そこで、住み続けられる地域・住みやすい地域とするため、自立した生活のための支援を提供できる体制を確立することが喫緊の課題です。地域には高齢者だけでなく、障がいのある方や子育て中の方など、多様な支援を求めている方がいるため、行政や関連分野との連携をとりながら、必要な人に適切な量の支援を提供することができるよう、取り組んでいく必要があります。

(1) 総合相談システムの充実

①各専門分野の相談事業の実施

- 日常生活における住民の相談に対し、民生委員児童委員や介護支援専門員、社会福祉士、地域包括支援センター職員等の専門職による相談体制の充実を図り、心配ごと相談、日常生活自立支援事業、介護相談等を実施していきます。

(2) 地域で生活するためのサービスの提供

①紙おむつ・尿とりパット給付事業の実施

- 在宅で寝たきりの老人等で、介護保険料が第1・第2段階で住民税が非課税の方に対し、介護者の経済的・精神的な負担を軽減するため、紙おむつを給付していきます。

②移送サービス事業の実施

- 一般の交通手段を利用することが困難な高齢者や障がいのある方の外出時の利便を図るため、医療機関、公共機関、商店、金融機関などの運行範囲を拡大しながら実施していきます。

③給食サービス事業の実施

- ・ 在宅で生活している、ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯を対象に、月2回バランスのとれた食事を提供し、健康保持を図るとともに、安否確認・孤独感を和らげるため実施していきます。

④配食サービス事業の実施

- ・ 在宅で生活している、ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯を対象に、毎週月曜日から金曜日の夕食を定期的に提供し、安否確認をするとともに、健康の保持や孤独感の解消、健康状態の確認を行うため実施していきます。

⑤理容・美容サービス事業の実施

- ・ 在宅の寝たきりの高齢者の方と理容・美容所の利用が困難な障がい児者の方の在宅福祉の推進を図るため、対象者の自宅を訪問する理容・美容サービスを実施していきます。

⑥一人暮らし高齢者防火指導事業の実施

- ・ 小田原市消防本部の協力を得て、ひとり暮らし高齢者の安否と火災予防の啓発を兼ねて、電気、ガス器具等の点検など防火指導を実施することで、地域で日々の安心な暮らしができるよう啓発に努めます。

⑦見守りネットワーク事業の実施

- ・ 高齢者に対して、地域全体で見守りや訪問等を行い、日常的に安否を確認するとともに、異常等を発見したときに迅速に対応できる体制を確保することにより、高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら、いつまでも安心して生活を続けられるよう、地域包括支援センターを中心に見守りネットワークを組織し支援していきます。
- ・ 見守りネットワーク事業に関するポスターを商店や金融機関等に掲示していただき、事業の周知や住民同士の支え合いを進めていきます。

⑧レスパイトサービス事業の支援

- ・ 町内に居住する障がい児者世帯に対し、施設や学校等の夏季長期休暇中に障がい児者を預かることにより、家族の方の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、実施団体への支援に努めます。

⑨高齢者等の生きがい事業の実施

- ・ 高齢者等の仲間づくりの場としてのいきいきサロンや高齢者の健康づくり交流の場としてのニコニコ健康体操を実施していきます。

(3) 福祉サービス利用支援と質の向上

①日常生活自立支援事業の実施

- ・ 判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行うことにより、権利擁護を図るとともに地域での自立した生活を送れるように援助を実施していきます。また、地域包括支援センターや民生委員からの相談で、この事業を利用する方もいることから、今後も各分野との連携に努めます。

②成年後見制度・権利擁護事業の実施

- ・ 認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方が財産の管理やサービスを利用する際に不利益を被らないよう、町と連携し成年後見制度や権利擁護に向けて事業に取り組んでいきます。

③第三者委員による苦情解決窓口の充実

- ・ 利用者の苦情、相談、不満などに迅速適切に対応できる体制づくりのため、苦情解決第三者委員を委嘱するなど苦情解決の充実を図ります。

基本目標2 共に支え合う社会づくり

現代社会においてA I（人工知能）やロボットなどが徐々に産業に参画するようになり、福祉分野においても介護ロボットの活用が進んでいます。しかし、現段階では福祉分野における多くの活動は、人間の力に委ねられているのが実情です。さらに、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化、女性の社会進出などの様々な理由により、支援ニーズは増加、多様化・複雑化しており、福祉を担う人材不足が慢性化していることが問題となっています。

そこで、国が掲げた“我が事・丸ごと”の地域共生社会の実現という目標が重要な意味をもちます。地域共生社会とは、制度や分野の縦割りや支える側・受ける側といった関係を超えて、地域における住民や団体などが我が事として、地域が丸ごとつながる社会のことであり、その社会の実現のためには住民一人ひとりが欠かすことのできない存在とされています。住民一人ひとりが重要であることは、地域福祉の推進が「4つの助（自助・互助・共助・公助）」で支え合うことを基本としていることから見てとれます。このように住民一人ひとりの参画が必要な状況にあることから、社会福祉協議会は住民の福祉への関心を高める活動やボランティアの育成、活動拠点の確保、地域で活動する福祉団体への支援などを通じ、住民が自分のことのように地域のことを考えることができるように支援していきます。

（1）地区社協活動の支援

①地区社協活動を支援するための助成金交付

- ・ 地区（住民）福祉協議会の活動を支援するために、助成金を交付していきます。

②地区社協の活動内容の充実

- ・ 地区（住民）福祉協議会は、地域の特性を踏まえ、地域に密着した活動を推進しています。地区社協活動は、従前から自主性、独立性が重んじられていますが、社会福祉協議会としては、地域状況の把握、活動支援、評価等を十分に行い情報収集及び地区（住民）福祉協議会の情報提供、活動支援の強化を図っていきます。また、各活動を社会福祉協議会の広報紙に掲載して、活動をPRする機会を設けていきます。

(2) 小地域福祉活動の充実

①小地域サロン活動の設置推進・運営支援

- ・ 高齢者や子育て中の親子などが気軽に立ち寄り、抱える孤独感、孤立感の解消や悩みごとなどを話し、楽しいひとときを過ごすなど交流、仲間づくりの場として、各地区への小地域サロン活動の設置推進、運営支援に取り組んでいきます。

②地域活動実践者の育成

- ・ 地区（住民）福祉協議会と連携し、身近な地域での福祉の学習会や交流会の開催し、自分の住んでいる地域がどのような町で、どのような福祉課題があるのかを共有し、必要な福祉知識を学び助け合いの輪を広げる機会をつくっていきます。
- ・ 社会福祉大会での講演会や地域福祉研修会として地区（住民）福祉協議会の役員等に福祉に関する研修会を開催し、地域活動について学べる様々な機会を設けていきます。

③支え合いサービス事業の実施

- ・ 生活課題を抱える人への個別支援活動や住民による身近な地域での問題解決に取り組んでいきます。

(3) 福祉団体の支援

①福祉団体への適切な助成金交付

- ・ 町内にある各福祉団体の福祉活動事業に対し、助成金を交付していくとともに、連携の強化に努めます。

②福祉団体活動の活性化を促す協働事業の実施

- ・ 福祉団体の会員減少などにより、行事等の参加者が減少傾向にあるため、活動の活性化を促すために広報紙に会員募集のお知らせを掲載するなど、福祉団体との連携と協働による事業を検討していきます。

(4) 福祉人材の育成と確保

① ボランティアの発掘と登録の促進

- ・ 町内にあるボランティア団体の情報提供機能の充実や、広報紙への掲載などを通じた新たなボランティアの発掘と登録を積極的に促進します。

② ボランティア育成講座の開催

- ・ 年々多様化してきている福祉ニーズに対応するための講座、研修会を開催するため、足柄上地区でボランティア講座を研究するなどして、講座、研修会の充実を図ります。また、広域に対応ができる事業については、広域対応を推進していきます。

(5) ボランティアセンターの充実

① ボランティアセンターの機能強化

- ・ ボランティアセンター及びボランティアコーディネーターの機能強化等の充実に努めます。また、ボランティア活動についての種々の相談等に対して、敏速にコーディネートを行っていきます。

② ボランティア活動保険の加入促進

- ・ 町内在住のボランティアに対し、ボランティア保険料の 1/2 を助成するなど、加入を促進していきます。

③ ボランティア団体活動補助金の適切な交付

- ・ 町内にあるボランティアグループに対し、活動助成という点を明確にして、補助金の交付を実施していきます。

④災害時における救援ボランティアの体制整備

- ・ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを基本にして社会福祉協議会役員、関係機関、行政や民生委員児童委員との連携・協力のもと、万一の災害に備えた対策の検討を行っていく中で、救援ボランティア活動を効果的に実施していく体制と、救援ボランティアの人材育成の検討、整備をしていきます。
- ・ 災害ボランティア養成講座を継続して開催し、災害時の救援ボランティア登録を推進していきます。

⑤災害ボランティアセンター合同訓練の実施

- ・ 災害が発生したときに、社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」の役割や運営方法について、足柄上地区1市5町社会福祉協議会職員により合同訓練を実施していきます。

(6) 福祉教育の推進

①福祉体験学習の実施

- ・ 福祉教育を目的として高齢者施設での中学生福祉体験学習や車イス・手話・点字を体験する福祉教育一日体験を実施していきます。

基本目標 3 組織・事務局体制の整備

社会福祉協議会は、1908年（明治41年）に中央慈善協会として設立され、民間の社会福祉活動を推進することを目的としてこれまで活動を続けてきました。社会情勢の変化や少子高齢化の進行、核家族の増加、障がいのある方の増加、生活困窮者の増加など、私たちが置かれている状況は刻々と変化を続けており、社会福祉協議会もその変化に柔軟に対応できるように支援の内容や幅を見直してきました。そして、これからも地域における福祉の推進のために、住民のニーズに応えることができるように日々努めていきます。

また、住民のニーズを正しく把握するためには、住民に地域福祉や社会福祉協議会について関心をもってもらうことや、事業や取り組みについて知ってもらうことで、信頼関係を築くことが大事なことだと思います。そのため、定期的な理事会や評議員会の開催や部会の設置といった組織・事務局体制の整備を行うだけでなく、住民が参加できる社会福祉大会の開催や広報紙「社協やまきた」の全戸配布、ホームページにおける情報提供の充実などを通じて、住民が地域福祉や社会福祉協議会について知る機会を充実させていきます。

（1）組織体制の強化

①理事会、評議員会、各種部会の定期的開催

- ・ 理事・評議員の構成については、できる限り広い範囲から選任するほか、社会福祉協議会組織や使命また福祉動向などへの理解を求め、責任ある執行体制を確立できるようにし、執行機関としての理事会、議決機関としての評議員会、各種部会を定期的に開催していきます。

②理事の担当制による部会の設置

- ・ 企画総務部会と事業推進部会の2部会を設置し、理事会の機能強化と円滑な運営について研究テーマに従って協議し、事業計画の立案を行うとともに事務局と一体となった業務推進を目指していきます。

（2）事務局体制の強化

①職員の研修会等の定期的開催

- ・ 職員の資質（専門性）の計画的な向上を目指し、県社会福祉協議会や足柄上地区社協連絡会等の研修会など、経験や階層に応じた職員研修を開催していきます。

(3) 自主財源の確保

①一般会費、賛助会費の実施

- ・ 会員になることによって、地域福祉の推進や社会福祉協議会活動に参加するという意識を持っていただくように、地域住民、団体、組織に働きかけ、あらゆる機会を通じて広報活動に努め、住民の理解を得て会員制度の充実に努めていきます。

②収益事業の開発・検討

- ・ 現在は自主財源の確保のために自動販売機やマッサージ機の設置、駐車場の経営を行っていますが、安定的な財政基盤を築くために、収益事業の開発を引き続き検討していきます。

(4) 広報・公聴・啓発活動の充実

①広報紙「社協やまきた」の紙面の充実

- ・ 住民の皆さんが必要とする福祉関連情報の発信や社会福祉協議会の活動、事業の予定や結果等を掲載した広報紙「社協やまきた」を毎月発行しています。今後も引き続き、広報紙の内容を充実していきます。

②ホームページの充実と有効活用

- ・ 新たな広報・公聴媒体として、ホームページを開設、公開していますが、引き続きホームページのリニューアルや細かな更新を通じて、内容を充実していきます。

③社会福祉大会の実施

- ・ 社会福祉協議会の事業として、住民の福祉と健康に対して理解を深めるとともに、功労者の表彰や地区（住民）福祉協議会の活動発表、講演会など、幅広い交流を通じ福祉の推進と健康づくりを図ります。

計画の推進と進行管理

計画の推進と進行管理

第1章 計画の推進

1 町民や関係機関等との協働

本計画は、福祉という住民にとって身近な分野がテーマであること、また、誰もが自殺に追い込まれる危機に直面する可能性があることなどを踏まえ、行政だけでなく、関係機関・関係団体や民間企業・事業所、そして住民が協働で計画の推進に取り組むことが重要だと考えられます。

行政は、計画の主導や進行管理を担うことが想定されます。また、日常業務において支援を必要としている方に気づくことや実際に支援につなげることにも努め、率先して地域福祉・自殺対策の推進に努めます。

関係機関・関係団体は、その専門性を活かし、適切な支援を提供したり、別分野の支援へとつなげたりすることが求められています。

民間企業・事業所は、関係機関・関係団体と同じく、その専門性を活かして、地域福祉や自殺対策に寄与することが期待されます。また、職場における問題が住民の不安や悩みを助長することも考えられることから、長時間労働や休養不足、ハラスメントなどの予防に努めることも求められています。

住民は、自らが地域福祉や自殺対策を支えることができる人材であることを自覚し、支援を必要としている人に手を差し伸べることができるよう、福祉に関心をもったり、必要な知識を身に付けたりすることが求められています。また、実際に支援を必要としている人に気付いたら、支援をしたり、必要な支援へとつなげたりすることが期待されます。さらに、支援を必要とする側であった場合には、状況が悪化する前に身近な人や相談窓口、行政に勇気をもって相談することも重要なことです。

2 計画の公表と周知

本計画策定後は、計画書の作成や概要版の作成・全戸配布、町ホームページ・社会福祉協議会ホームページでの公表を通じて、関係機関・関係団体や民間企業・事業所、住民にも広く周知を図るとともに、あらゆる機会を通じて計画の周知に努め、町が一丸となって計画の推進に取り組める体制を整えます。

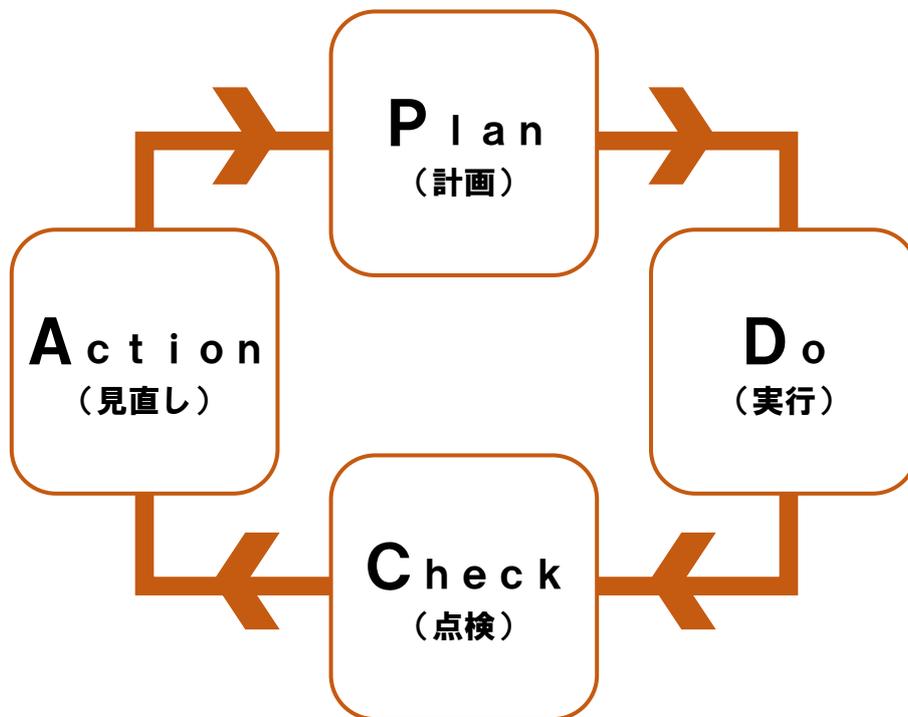
第2章 計画の進行管理

1 計画の進捗管理

本計画で示した事業や取り組みが適切に推進されているかを確認するため、各事業や取り組みの進捗状況を適宜確認し、順調に進んでいる、または見直しが必要なのかを評価・判断します。

2 計画の進行管理

地域福祉の推進や自殺対策の推進において、本計画が十分な働きができているかどうかを把握する体制を整えておくことは、計画策定の上で非常に重要なこととなります。本町では、PDCAサイクルを構築し、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検）→Action（見直し）の流れに沿って、庁内関係課、社会福祉協議会等と協議し、必要な改善が継続的にできるように努めていきます。また、計画の進行を点検する組織を新たに立ち上げます。



資料編

資料編

1 策定経過

年月日	内容
平成30年9月19日	<ul style="list-style-type: none">・委員長、副委員長の選出・骨子案の承認・今後のスケジュール
平成30年12月26日	<ul style="list-style-type: none">・計画素案について・パブリックコメントの実施について・今後のスケジュール
平成31年 1月25日～2月8日	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施
平成31年2月25日	<ul style="list-style-type: none">・計画案の承認

2 山北町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山北町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が住民の活動を基礎にした、誰もが安心して暮らすことのできる福祉の町づくりを推進するため、地域福祉の指針となる基本計画の策定に関し必要な事項を協議するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画を策定するための調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町社協会長が委嘱する。

- (1) 町社協理事・評議員
- (2) 住民組織代表
- (3) 関係施設・団体及び行政機関の役職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町社協会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までの機関とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会議を総理し、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、町社協内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月8日から施行する。

3 山北町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会名簿

	要綱第3条2項 規定	氏名 (敬称略)	所属・役職
1	町民代表	河合 剛英	山北町連合自治会 会長
2		小菅 象一郎	山北町民代表(公募)
3	地域関係者	矢吹 浩	山北町老人クラブ連合会 会長
4		岡部 小百合 (副委員長)	山北町ボランティア連絡協議会 会長
5	保健・医療・福祉 関係者	瀬戸 一男 (委員長)	山北町民生委員児童委員協議会 会長
6		工藤 茂男	特定非営利活動法人 KOMNY やまなみ工芸 所長
7		湯川 嘉一	社会福祉法人静友会 理事長 パティオ17中川 施設長
8		依田 由美子	山北町保険健康課 生活支援コーディネーター
9	行政関係者	山崎 佐俊	山北町 副町長
10	保健・医療・福祉 関係者	諸星 要一	山北町社会福祉協議会 副会長

《事務局》

	氏名 (敬称略)	所属・役職
1	湯川 浩一	山北町福祉課 課長
2	尾崎 雄一	山北町福祉課 主幹
3	相原 道博	山北町社会福祉協議会 事務局長
4	相原 圭二	山北町社会福祉協議会 事務局次長
5	内田 敦	山北町保険健康課 主幹

第5次山北町社会福祉協議会地域福祉活動計画

2019年（平成31年）3月

発行・編集

山北町社会福祉協議会

〒258-0111 山北町向原 1379-1

電話：0465（75）1294 FAX：0465（76）4079